

福岡県公報

平成31年3月22日
第4078号

目次

告示 (第222号 - 第225号)

- 福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の使用料の徴収事務の委託 (水産振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 卸売業務の廃止の届出 (園芸振興課) …………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 2
- 町の換地処分 (農村森林整備課) …………… 3
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 3
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) …………… 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 4

人事委員会

- 審査請求の審査の打切り決定の公示送達について (人事委員会事務局給与公平課) …………… 4

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 4
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 10

告示

福岡県告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先
宗像漁業協同組合
- 2 所在地
宗像市鐘崎778番地5
- 3 委託期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

福岡県告示第223号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知（平成31年1月福岡県告示第29号）は取り消す。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
久留米市田主丸町石垣字鳥越1273の4、1273の5、字山王西筋1316、1317の1、字大塚清長橋1395の3、1395の39、1398、田主丸町竹野字耳納2225の101、2225の102、2226の2、2225の2・2225の100・2225の104・2225の105（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、田主丸町地徳字鳥越山3456の4、3461の4、3462の1、3456の2（次の図に示す部分に限る。）、字耳納尾3570の2（次の図に示す部分に限る。）、字白建石3663の2（次の図に示す部分に限る。）、田主丸町中尾字耳納2255、2252の91・2254の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、田主丸町益生田字高丸744、字鏡懸2267の1、字平床2268、田主丸町森部字下寺床1314の2、字耳納1324

の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越1273の4（次の図に示す部分に限る。）、1273の5、字山王西筋1316・1317の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大塚清長橋1395の3（次の図に示す部分に限る。）、1395の39、1398、字耳納2225の2・2225の100から2225の102まで・2225の104・2225の105・2226の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字鳥越山3456の2、3456の4、3461の4・3462の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字耳納尾3570の2、字白建石3663の2（次の図に示す部分に限る。）、字耳納2252の9 1（次の図に示す部分に限る。）、2254の2、2255（次の図に示す部分に限る。）、字高丸744（次の図に示す部分に限る。）、字鏡懸2267の1（次の図に示す部分に限る。）、字平床2268（次の図に示す部分に限る。）、字下寺床1314の2、字耳納1324の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第224号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように平成31年2月28日付けで卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2

号の規定により告示する。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
柳川青果地方卸売市場	柳川市三橋町藤吉530	青果部	柳川青果株式会社 代表取締役 阿津坂 人美	平成30年 12月30日

福岡県告示第225号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 大行司
- 2 区域の所在地 朝倉郡東峰村大字宝珠山字大行司及び字フケ原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉郡東峰村大字宝珠山字大行司	11番6	1号
朝倉郡東峰村大字宝珠山字フケ原	6397番3	2号、9号及び10号
	6404番6	3号から8号まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル印刷機（備出41） 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成31年2月19日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
理想科学工業株式会社理想福岡支店
 - 住所
福岡市中央区大名一丁目8番10号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
40,547,250円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成31年1月8日

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
吉富町	築上郡吉富町大字直江 (界木地区)	平成31年3月11日

公告

三潞南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住 所
龍 正義	大川市大字新田267番地3

公告

三橋上庄土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏名	住 所
久保 泰道	柳川市三橋町百町205番地1
森 榮治	柳川市三橋町垂見1370番地
山井 朝徳	みやま市瀬高町上庄1101番地3
川嶋 守	柳川市三橋町中山514番地1
富永 隆喜	柳川市三橋町中山974番地1
島 添一憲	柳川市三橋町新村232番地1
式 一徳	柳川市三橋町久末978番地2
藤丸 司	柳川市三橋町百町1379番地2
橋本 幹男	柳川市三橋町正行269番地2
菊次 友秀	柳川市三橋町五拾町402番地
原田 一三	柳川市三橋町棚町816番地
島 添由太郎	柳川市三橋町棚町766番地2

藤木 武俊	柳川市三橋町棚町68番地
森 福美	柳川市三橋町白鳥441番地 1
大橋 一男	柳川市三橋町垂見957番地 1

2 就任監事

氏名	住所
藤丸 譲二	柳川市三橋町百町1604番地
河口 正人	柳川市三橋町白鳥339番地 1
新開 文則	みやま市瀬高町本郷382番地 1

公告

椎田干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年3月22日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
牛島 好太郎	築上郡築上町大字湊1367番地
牛島 常雄	築上郡築上町大字湊1368番地
磯部 隆	築上郡築上町大字湊1366番地
日高 清治	築上郡築上町大字湊1363番地
竹下 喜久男	築上郡築上町大字湊1166番地 1
湯浅 勇	築上郡築上町大字湊814番地 1

2 退任監事

氏名	住所
出口 恵	築上郡築上町大字小原717番地 3
森口 明彦	築上郡築上町大字有安98番地

3 就任理事

氏名	住所
田中 祐輔	築上郡築上町大字湊1382番地 2

山口 弥生	築上郡築上町大字湊1369番地
鐘ヶ江 和馬	築上郡築上町大字湊1370番地
吉原 秀嘉	築上郡築上町大字湊1372番地
平野 力範	築上郡築上町大字坂本117番地 1
平野 新一	築上郡築上町大字上り松927番地 4

4 就任監事

氏名	住所
木本 昌廣	築上郡築上町大字湊299番地
北代 雄治	築上郡築上町大字越路1217番地 1

人事委員会

福岡県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成16年福岡県人事委員会規則第26号）第62条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成31年3月22日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

1 事案番号

昭和43年（不）第63号事案

2 審査請求人の氏名

古賀 要

3 公示事項

昭和43年7月23日付けで提起のあった審査請求について、不利益処分についての審査請求に関する規則第8条第1項及び第13条第1項第3号の規定により、平成31年3月11日付けで審査を分離し、審査の打切りを決定しました。

当該決定に関する通知文は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付します。

監査委員

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「許認可等に係る事務について」の行政監査結果の報告（平成30年3月29日29監総第504号－2）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

30行経第2631号
平成31年2月27日

福岡県監査委員 山 下 芳 郎 様
同 行 正 晴 實 様
同 岩 崎 勇 様
同 江 藤 秀 之 様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について (通知)

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 福祉労働部 環境部 県土整備部	1 審査基準の設定 出先機関の長に処分が委任されている事務について、本庁が示した審査基準を決定することなくそのまま使用している機関や、本庁が示した審査基準はあるものの法令の定めのみにより判断している機関は、行政手続関係法令の規定に基づき、公表の方法も含め、早急に改善されたい。	本庁(主務課)が示した審査基準を基に、処分機関において決裁の上、審査基準を設定した。その後、設定した審査基準を簿冊形式で管理し、公表する措置を講じた。

福祉労働部	審査基準が古いままで改正がなされたいものについては必要な改正を行われたい。	審査基準が古いままで改正がなされていないものについて改正を行った。今後審査基準の点検を行い、改正が必要なものについては、遅れることのないよう努める。
保健医療介護部 福祉労働部 環境部 県土整備部 建築都市部	<p>2 標準処理期間の設定</p> <p>出先機関の長に処分が委任されている事務について、本庁が示した標準処理期間を決定することなくそのまま使用している機関は、行政手続関係法令の規定に基づき、公表の方法も含め、早急に改善された</p> <p>い。</p> <p>その他の理由により標準処理期間を設定していない機関についても、これまでの処理実績等を踏まえながら、可能な限り設定されるよう努められたい。</p>	<p>本庁（主務課）が示した標準処理期間を基に、処分機関において決裁の上、標準処理期間を設定した。その後、設定した標準処理期間を簿冊形式で管理し、公表する措置を講じた。</p> <p>標準処理期間を設定の上、簿冊形式で管理し、公表する措置を講じた。</p>
保健医療介護部 商工部 農林水産部	<p>3 許可証等の交付確認</p> <p>民間団体を經由して交付する際に申請者への交付の確認が行われていないものについては、適切な事務処理が行われるよう努められたい。</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>民間団体が申請者に許可通知書を送付した後に、民間団体から送付簿の写しを受領し、交付の確認を行うよう措置を講じた。</p> <p>民間団体から申請者へ交付を行ったことについて、県への報告書により確認し、管理する措置を講じた。</p> <p>民間団体が申請者に交付したことについて、県への報告により確認することとした。</p>

<p>商工部</p> <p>県土整備部</p>	<p>4 申請手続の簡素化</p> <p>申請者に押印を義務づけているものや法令等では求めている関係書類等を提出させているものについては、申請者の負担軽減のため、その必要性を検討の上、可能な限り手続の簡素化に努められたい。</p> <p>同上</p>	<p>登録申請時に、法令による備付器具調書の他、調書に記載された備付器具を申請窓口に参加させ確認していたが、法令による備付器具調書のみの提出とすることとした。</p> <p>更新・変更申請時に新規申請時と変更のない付属書類（地図等）を申請者に再度提出を求めていたことについて、新規申請時の付属書類を受付機関で確認することで、申請者の負担を軽減することとした。</p>
<p>福祉労働部</p>	<p>5 特定個人情報の適正な管理</p> <p>申請書類については、特定個人情報を含む書類が施錠なく保管されているなど、物理的な安全管理措置が講じられていない機関が見受けられたので、厳重な管理を行うよう改善されたい。</p>	<p>特定個人情報の記載がある申請書類については、新たに購入した鍵付きキヤベネットで保管することで、物理的な安全管理措置を講じた。</p>

<p>福祉労働部</p>	<p>6 適正な公印の印影印刷</p> <p>印影印刷の際、処分機関の判断で白紙に公印の印影のみを印刷し、複数の通知書に使用しているものが確認されたが、公印の適正な管理を逸脱し、不正使用の恐れもある極めて危険な状態となっていた。本件は既に改善が図られているものの、適正な管理を徹底されたい。</p>	<p>児童扶養手当関係通知書を、白紙に印影のみ印刷するのではなく、使用目的(帳票名)も合わせて印刷を行い、適正に管理することとした。</p>
<p>総務部</p>	<p>制度所管課においても、印影印刷に関する制度の周知を改めて行うとともに、全庁的な点検など、現状把握を行った上で必要な措置を講じられたい。</p>	<p>制度所管課の行政経営企画課において、全職員を対象に実施した「文書事務の自己点検」の際に、印影印刷の制度を理解しているかどうかを点検項目とし、注意喚起を図った。</p> <p>また、文書事務研修のテキスト等に取り上げ、文書担当者研修会において説明を行い、所属の職員に当該制度の周知徹底が図られるよう措置を講じた。</p>

監査公表第28号

平成30年6月8日付けで公表した「雇用労働施策に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	江藤秀之

30 労第3316号

平成31年2月26日

福岡県監査委員	山下	芳郎	様
同	行正	晴實	様
同	岩崎	勇	様
同	江藤	秀之	様

福岡県知事 小川 洋

平成29年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

雇用労働施策に関する財務事務の執行について

(1) 労働政策課

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p data-bbox="293 798 327 1391">ア 補助金関係（福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会を除く）</p> <p data-bbox="327 798 405 1391">(7) (意見) 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の見直し検討について</p> <p data-bbox="439 798 622 1391">県は、団体の財政状況等を勘案して補助金の交付の是非について検討し、財政状況が極めて良好であり、十分に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負担を軽減することも検討することが望まれる。</p> <p data-bbox="622 798 846 1391">また、補助金の交付を継続するのであれば、団体の裁量で対象経費を選択できないよう、対象経費を具体的に限定するとともに、経費に係る収入は補助対象経費から控除し、補助率を適用して補助金額を計算し、その内容についても厳格に審査することが望まれる。</p>	<p data-bbox="439 233 663 762">補助金の交付の是非について検討した結果、労働安全衛生に関する業務は国の所管であるが、県としても労働災害防止や労務管理改善など快適な労働環境の確立を図るため、労働安全衛生について知見を有する団体の事業は必要と判断し、交付を継続することとした。</p> <p data-bbox="663 233 775 762">また、補助対象事業は「関係法令の普及等に係る広報事業」とし、補助対象経費は広報誌発行費に限定した。</p> <p data-bbox="775 233 846 762">なお、当該経費に係る収入は、今後、補助対象経費から控除する。</p>
<p data-bbox="887 798 920 1391">イ 就業支援及びそれに関する業務委託関係</p> <p data-bbox="920 798 999 1391">(7) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について</p> <p data-bbox="1032 798 1178 1391">通年型委託契約については、業者選定手続に時間と労力を要する等の課題があり、この課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。</p> <p data-bbox="1178 798 1402 1391">例えば、3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見等を収集することが望ましい。</p>	<p data-bbox="1032 233 1256 762">複数年契約は、「長期継続契約を締結することができ契約を定める条例」で、業務内容が変わらない委託業務を想定しているが、就業支援業務は雇用情勢の変化により、毎年度事業内容を変更することもあるため、複数年契約方式を導入することは困難である。</p> <p data-bbox="1256 233 1592 762">平成30年度に技術提案型契約方式により業務委託した事業者に対し、確実な履行が見込まれ、大きな情勢の変化がなく、業務の根幹部分が同じであるなどの場合には、3か年度を超えない範囲で翌年度以降も特命随意契約（一者から見積書を徴して行う随意契約）により業務委託を行うよう見直した。</p> <p data-bbox="1592 233 1603 762">これにより、本意見にある単年度契約に関する課題の解決を図ることとした。</p>
<p data-bbox="1626 798 1704 1391">(4) (意見) 個別就職相談等業務における現地確認時の記録保存について</p> <p data-bbox="1738 798 1928 1391">専門員等の配置数の確認については、事後検証を可能とするため、確認した日時、確認を実施した職員名及び相手方名、確認内容、確認時の気づき事項及びその他関係資料等を記録として保存することが望まれる。</p>	<p data-bbox="1738 233 1962 762">平成30年度から、事後検証を可能とするため、個別就職相談等業務の実施に当たって定期的にを行っている現地確認について、その日時、確認者氏名、相手方氏名、確認内容及び確認時の気づき事項を書面で記録し、その書を保存するよう見直した。</p>

(ウ) (意見) 30代チャレンジ応援センター事業における成果指標の見直しについて

目標値と実績値の集計方法を統一し、両者を正確に対比することが望まれる。

また、延べ利用者数は、一人当たりの利用回数の増減によっても影響を受けるため、実人数や新規利用者数の方が、アウトプット指標として望ましいと考えられる。過年度実績の推移も踏まえ、就職者数の増加に向けたアウトプット指標や目標値の設定について再検討することが望まれる。

目標値と実績値の集計方法を統一し、平成30年度から、新規登録者数を実績値とする成果指標の見直しを行った。

また、見直し後の指標に基づき事務事業評価書の作成を行うことで、目標値と実績値を正確に対比できるようにした。

就職者数の増加に向けたアウトプット指標や目標値の設定については、福岡県総合計画で決定しており、平成34年度からの次期総合計画策定時に検討する。

ウ 労働者福祉関係

(7) (意見) 北九州勤労青少年文化センターの在り方の見直し検討について

北九州勤労青少年文化センター（以下「北九州パレス」という。）は、条例において「勤労青少年の福祉増進を目的」とされているが、勤労青少年の施設利用実績、特に本館施設の平成28年度の利用実績をみると、全体の利用人数に占める割合は、16.9%となっている。

また、条例及び施行規則の規定により、体育施設の利用料金については65歳以上の利用者は全額免除となっている。本施設の目的が「勤労青少年の福祉増進」とされていることから考えると、整合しない部分があると考えられる。

自主事業で開設されている講座等の参加実績においても、青少年の参加割合は低い状況にある。

現状においては、北九州パレスは「勤労青少年の福祉増進」を主な目的として利用されているとは言い難く、世代を問わず利用されている施設であると考えられる。

今回の勤労青少年福祉法の改正を受け、勤労青少年ホームの法的な設置根拠が廃止されたことも踏まえ、北九州パレスについて、施設の老朽化への対応や同種施設の再配置等の観点から、その設置目的について再検討し、北九州市への譲渡や所管部署の見直し等も含めた施設の在り方について、今後、検討することが望まれる。

北九州パレスの在り方について、設置目的の見直しも含め、北九州市や県庁内関係課と協議・検討したが、北九州市は「北九州市公共施設マネジメント実行計画」の基本方針の1つとして、設置当初の目的が薄れた施設の廃止を掲げ、既に勤労青少年ホームの廃止を決定していることから、同様の施設である北九州パレスを譲り受けることはできないが、一方で、幅広い年齢層において文化・体育施設として利用されていること等の現状を鑑み、今後、勤労青少年施設から文化体育施設に用途を変更され、県立施設として維持されることとが適当との見解。

所管部署の見直しについては、北九州パレスの本館施設（小ホール、会議室、音楽室、和室等）及び体育施設（卓球場、剣道場、柔道場、テニスコート等）の規模がいずれも小さいため、スポーツ施設や文化施設を所管する部署の所掌に合致せず、移管はできない状況である。

廃止する場合は、県立公園内に立地しているため都市公園法の規定上取り壊す必要が生じ、その財源が確保できないこと、現在30万人の利用者があり、他に公的な代替施設がないことから、当面は、現状維持するほかに検討される。

また、将来の行財政改革と合わせ、引き続き検討する。

エ 労働相談及び労働者支援事務所関係

(7) (意見) 労働相談業務における継続的な専門性の確保及び相談メニューの拡充検討について

労働相談体制に関して継続的な専門性の確保を図るため、人事異動を含めて様々な観点から職員配置のあり方を検討することが望まれる。また、既存の労働相談体制の活用又は外部の専門性を有する者の活用によって、より労働相談を受けやすい環境づくりをすることが望まれる。

さらに、引き続き、労働に関する相談窓口を設置している他の機関との情報交換を密に行うとともに、他機関の相談窓口との連携強化を図ることが望まれる。

継続した専門性を有する労働相談体制については、人事異動を含め、関係部局と協議を行った。

また、非常勤の特別労働相談員（弁護士）をより一層活用することで、専門性の確保を図っていくこととした。

上記以外の外部の専門性を有する者の活用については、労働基準監督署・公共職業安定所などの関係機関相談員を活用し、関係機関との連携を図る。

(4) (意見) 出張相談における事前予約がない場合の対応の再検討について

出張相談件数の状況を踏まえ、事前予約がない場合の労働者支援事務所の出張相談の対応方法について再検討することが望まれる。

これまで事前予約がない場合でも出張相談を実施していた北九州及び筑豊労働者支援事務所について、関係市町村との協議や県民への周知・広報を十分に行った上で、平成30年度中に完全予約制へと移行し、事前予約がない場合の出張相談を廃止した。

(4) (意見) 福岡労働者支援事務所における個別労働相談室の確保について

フロアに余裕スペースがないとはいえ、現状のように所長室を利用して相談業務に対応することは管理上も所長業務遂行上も支障が生じているため、プライバイバシー等に配慮した相談室を確保することが望まれる。

福岡西総合庁舎の三事務所で構成する連絡協議会において協議を重ね、平成30年6月から、執務室と同じ5階に個別労働相談用の専用相談室を確保した。

なお、当該相談室は、室内に段差があるため、車椅子利用者等の利便性に支障があったことから、平成31年3月に室内段差を解消するバリアフリー工事を実施する。

<p>(エ) (意見) 筑豊労働者支援事務所の利便性改善について</p> <p>筑豊労働者支援事務所は、飯塚総合庁舎別館2階に設置されているが、2階までのエレベーターはなく、階段を利用している状況にあり、バリアフリー化されていない。</p> <p>県は、施設のバリアフリー化に向けて、飯塚総合庁舎敷地内の1階への移転や他施設への移転等の方策等も含めて検討し、早期に利用者の利便性を改善することが望まれる。</p>	<p>飯塚総合庁舎敷地内の1階には空きスペースが全くなく、敷地外の他施設も適当な移転先が見つからなかったこと、また、事務所移転には相당한費用を要すること、更には、車椅子利用者など執務室のある2階への移動が困難な相談者は年間1～2人程度であることを踏まえ、そのような方が相談に来られた場合は、既に1階入口に設置しているインターホンを活用し、1階にある他事務所の会議室での相談対応も可能とするなど、利用者の利便性について改善を図った。</p>
<p>才 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会補助金関係</p>	
<p>(7) (結果) 協議会における有期雇用契約職員の勤怠管理について</p> <p>協議会の有期雇用契約職員について、就業規則での定めを超える時間単位年次有給休暇を取得している者がいた。</p> <p>就業規則で定められた時間単位年次休暇の上限を超えることがないよう適切に勤怠管理を行う必要がある。</p>	<p>平成30年度の雇用契約締結時において、全職員に対し、改めて就業規則を配付・周知し、注意喚起を行った。</p> <p>併せて、休暇等届・承認簿に取得状況の記載を徹底させることで時間単位を含む年次休暇取得状況の可視化を図るとともに、決裁時のチェックの強化により、適切な勤怠管理を実施している。</p>
<p>(イ) (意見) プロジェクトにおけるPDCAサイクルの強化について</p> <p>総会に提出される事業報告書に目標の達成状況等の評価を記載し、各構成員が議論しやすい記載とするなど、本プロジェクトのPDCAサイクルをより強化することが望まれる。</p>	<p>本プロジェクトのPDCAサイクルをより強化するため、平成30年度から、プロジェクトの目標達成状況を総会資料に記載することにより、構成員が議論しやすい環境を整えた。</p>
<p>(ウ) (意見) UIJターン体験訪問助成金の利用促進の検討について</p> <p>UIJターンの体験訪問助成金について、平成28年度の利用実績は計画(予算)を大きく下回っている。</p> <p>今後は、UIJターン希望者に対しても制度の広報等利用促進に向けた取組を直接行うことについて検討することが望まれる。</p> <p>県においては、企画・地域振興部において移住定住窓口等の設置、商工部においてプロフェッショナル人材の採用支援、その他各部においても移住を伴う産業人材の確保等を行っているところである。これら各関係部局と連携し、利用促進に向けて広報等のアプローチを検討することが望まれる。</p>	<p>UIJターン体験訪問助成金について、事業周知チラシの作成やメールマガジンへの掲載などセンターからの周知を強化するとともに、プロフェッショナル人材センターへの周知依頼やものづくり中小企業推進会議主催のシンポジウムでの説明を実施するなど、関係機関と連携して制度周知を図った。</p> <p>また、北九州市が設置するUIJターン北九州応援オフィスを通じて、県外の求職者を積極的に雇用している企業に対して助成金の周知を行うなど、利用促進に取り組んだ。</p> <p>なお、本助成金は、平成30年度をもって終了する。</p>

(エ) (意見) 協議会が行う助成金支給に関する具体的な判断基準等の文書化について

週1回程度実施している担当者ミーティングにおいて、助成金支給に係る判断に疑義がある場合は、協議しているとのことであるが、平成28年度に開催された当該協議に関する議事録等は保存されていないかった。

助成金支給の判断に関する記録が保存されていないことは、結果として担当者の記憶に依存することとなり、担当者や判断時期等によって判断が異なる可能性がある。

したがって、県は、助成金支給の判断に関する記録を保存・整理し、判断に疑義が生じた場合は必要に応じて参照することが望まれる。

なお、以上の課題を受けて、平成29年4月から担当者ミーティングの議事録を作成・保存している。県は、今後も引き続き、ミーティングの実施や議事録の保存を通じた情報の共有を図るとともに、過年度議論となった分も含め、判断の相違が生じやすいと考えられる点について、次年度の助成金交付要綱の更新やQ&A集の作成等も検討しながら、判断基準を共有することが望まれる。

判断の相違が生じやすいと考えられる案件については、ミーティングでの検討により、具体的な判断基準の共有化及び統一化を図っている。

また、上記ミーティングに係る議事録を作成し、担当者間で内容を共有することにより、事業者からの相談や申請に対して、統一した判断基準の下で審査・説明を行うようにしている。

なお、本助成金は、平成30年度をもって終了する。

(オ) (意見) 協議会における契約に関する規定等の整備について

本契約は、普通地方公共団体ではない協議会と委託先との契約であり、契約保証金に関する条項を設ける必要はなく、県の規定を適用することもできない。

本協議会と委託先との契約書上は、不要な条項であるため、契約書条項から削除するか、県と同様に、契約に関して契約保証金を納付させる場合には、本協議会の会計事務取扱規則等に契約保証金に関する規定を加える等の対応を行うことが望まれる。

また、これと同様に、県規則等を直接引用又は準用している規定や文書等の表現が適切であるか確認することが望ましい。

平成30年度の契約書から、不要な条項を削除するとともに、県規則等を引用又は準用している規定については、その表現が適切かどうか確認を行った。

なお、本助成金は、平成30年度をもって終了する。

【全庁的な取り組み】

平成30年度に人事課が実施した任意団体会計担当者研修において、本意見の内容を周知し、注意喚起を行った。

(2) 新雇用開発課

ア 業務委託関係	講じた措置等
<p>(7) (意見) 委託業務に関する契約方法の見直し検討について</p> <p>通年型委託契約については、業者選定手続に時間と労力を要する等の課題があり、この課題解決のため、契約方法の見直しについて検討することが望まれる。</p> <p>例えば、3年から5年程度の複数年契約方式の導入等が考えられるが、契約方法の見直しに当たっては、事業者等に対するサウンディング調査等によって、契約の期間、契約方法、仕様書の内容、目標値及び評価方法等について意見等を収集することが望ましい。</p>	<p>複数年契約は、「長期継続契約を締結することができるとする条項」で、業務内容がかわらない委託業務を想定しているが、就労支援業務は雇用情勢の変化により、毎年度事業内容を変更することもあるため、複数年契約方式を導入することは困難である。</p> <p>中小企業障害者雇用拡大事業については、平成29年度契約から、技術提案型契約方式により業務委託した事業者に対し、確実な履行が見込まれ、大きな情勢の変化がなく、業務の根幹部分が同じであるなどの場合には、3か年度を超えない範囲で翌年度以降も特命随意契約（一者から見積書を徴して行う随意契約）が可能となることを企画提案公募の際に告知の上、契約を締結していた。</p> <p>平成30年度の契約から、就業・社会参加支援事業及び子育て女性職業紹介事業についても、中小企業障害者雇用拡大事業と同様に契約を締結した。</p> <p>これにより、本意見にある単年度契約に関する課題の解決を図ることとした。</p>

(3) 職業能力開発課

ア 補助金関係	講じた措置等
<p>(7) (結果) 職業訓練協会に対する補助金の適切な審査について</p> <p>補助対象経費の算定に際し、経費及び収入について、事業別に按分して会計処理をしていないため、本来あるべき補助事業に係る経費及び収入が適切に集計されていない。</p> <p>県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、各地区職業訓練協会の経費及び収入の内容など適切な審査を行うことが必要である。</p> <p>さらに、今後は、補助金を交付する以上、補助事業に係る経費及び収入と補助対象外の経費及び収入とを適切に按分して交付申請するように各地区職業訓練協会に対して適切に指導することが必要である。</p>	<p>平成29年度の補助金から、事業ごとに経費と収入を区分の上、受講料収入は補助事業に係る経費から控除し、適切に交付申請するよう各地区職業訓練協会に対して指導を行い、その内容について適切に審査し、補助金額の確定を行った。</p> <p>なお、平成28年度以前（平成26～28年度）の補助金については、補助金等交付規則の規定に基づき再審査を行った。その結果、補助金額が過大となった協会に対して返還を求めらる。</p> <p>【全庁的な取り組み】 平成30年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
<p>(4) (結果) 職業能力開発協会に対する補助金の適切な審査について</p> <p>県から本協会に対する交付決定通知では、交付要綱の別表の補助対象経費区分を踏まえ、区分別の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額が記載されており、交付決定通知では、これらの区分別ではなく、総額のみが記載されている。</p> <p>県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり交付決定時の補助対象経費区分ごとに計算するなど適切な審査を行うことが必要である。その際、本協会に対しても適切に指導することが必要である。</p>	<p>平成29年度の補助金から、補助事業ごとに計算するよう職業能力開発協会に対して指導を行った上で適切に審査し、補助金額を確定した。</p> <p>なお、平成28年度以前（平成26～28年度）の補助金についても同様に、補助事業ごとに計算するよう協会を指導し、再審査を行った結果、補助金額について過大は生じなかった。</p> <p>【全庁的な取り組み】 平成30年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>

<p>(ウ) (結果) 技能士会連合会に対する補助金の適切な審査について</p> <p>交付要綱では、補助金の交付申請に当たっては事業計画書と収支予算書を、実績報告に当たっては事業実績報告書と収支決算書を添付することとされているが、添付されている書類は全て本連合会としてのものであり、交付要綱に示されている補助事業について明示されたものではない。</p> <p>県は、補助金等交付規則に規定されているとおり、補助金額の確定に当たり、交付要綱のとおり、補助対象経費等が算定されているか、必要に応じ、その詳細資料を入手するなどして、適切に審査することが必要であり、審査結果についても記録に残す必要がある。</p>	<p>平成29年度の補助金から、補助金等交付要綱の事業ごとに事業内容を明確にするよう団体を指導するとともに、補助金額の確定に当たっては、適切に審査するよう改め、審査結果についても、適切に記録して書面で残すよう見直した。</p> <p>なお、平成28年度以前（平成26～28年度）の補助金については、補助金等交付規則の規定に基づく適切な再審査を行った結果、補助金額について過大は生じなかった。</p> <p>【全庁的な取り組み】</p> <p>平成30年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。</p>
イ 委員謝金関係	
<p>(7) (意見) 福岡県技能評価認定審査会の委員謝金に係る源泉所得税の取扱いについて</p> <p>審査会の委員謝金及び交通費の所得税等の源泉徴収に関しては、所轄の税務署等と協議の上、給与等として取り扱うよう検討することが望まれる。</p>	<p>所轄の税務署と協議し、給与等として取り扱うことが確認できたことにより、平成30年から、委員謝金及び交通費については、給与所得として源泉徴収するよう見直した。</p>
ウ 子育て女性就職促進事業関係	
<p>(7) (意見) 訓練受講者の受講要件確認方法の見直しについて</p> <p>子育て女性職業訓練の受講者が子育て等の理由によって現在未就業状態であることについて、本人の自己申告のみで確認しているが、受講者が受講要件に合致していること及び子育て女性就職促進事業の目的が本当に達成されていることを対外的に客観的に説明する観点からも、原則として、書類等による受講要件の確認を行うことが望まれる。</p> <p>その際、例えば、母子手帳や子どもの健康保険証等といった子育て中であることの確認や未就業状態にあり就業に伴う所得がないことの確認等が考えられる。</p>	<p>平成30年度から、書類等による受講要件の確認について、申込み時に受講予定者から母子手帳や健康保険証等、子育て中又は子育てが一段落した女性であることを確認できる書類の提示又は写しの提出を求めよう見直した。</p>

<p>エ 公共職業能力開発施設及び委託職業訓練関係</p>	<p>(7) (意見) 職業訓練委託に係る訓練実施報告書の適切な検査の実施について</p> <p>委託訓練実施状況に関する各種報告書は、委託料計算の根拠となるものであり、実際の訓練日数等の集計が報告書に記載されている集計と異なる場合、誤った委託料を算出する可能性がある。委託料の計算方法は、委託内容によって異なるため、県は、各種報告書の整合性も含め適切に審査することが望まれる。</p>	<p>平成30年度から、誤った委託料を算出する可能性が生じないよう書類間の整合性も含め、財務規則に基づき適切かつ確実な関係報告書の審査の徹底を図った。</p>
<p>(4) (意見) 公共職業能力開発施設における訓練生からの預り金に係る運用の改善について</p> <p>各職業能力開発施設においては、訓練生が費用を負担する教材及び作業服などについて、一括して購入すること等を目的として、訓練生から金銭を預かり、管理している。訓練生からの預り金は、いわゆる公金には当たらないが、県職員が管理することから、公金に準じた適切な管理・運用が求められる。県は、各校の運用における実態を把握し、必要に応じ、指導又はQ&Aの作成等更なる適切な管理運用に向けて取り組むことが望まれる。</p>	<p>平成30年度から、訓練生からの預り金について、基本的な事項を定めた要領を新たに制定し、全校統一の取扱いとした。また、各校で定める細則についても、本庁所管課に報告させることで、適切な管理・運用に向けて取り組んでいる。</p>	
<p>(7) (意見) 公共職業能力開発施設へのアクセス改善の検討について</p> <p>各種広報手段による広報やオープンキャンパス等の実施、学校との連携等訓練生の確保に向けた取組を行っているものの、訓練生の継続的な確保が課題であり、特に若年者層の訓練生確保が課題となっている。訓練生の継続的な確保に向け積極的な広報活動に加え、各施設に対する交通アクセスの改善について検討することが望まれる。</p>	<p>訓練生の継続的な確保に向け、新たに高等技術専門校の紹介と入校生確保のためのDVD作成を行うなど積極的な広報活動を実施していく。</p> <p>公共交通機関の利便性が良くない箇所に所在する高等技術専門校について、現在、通学している訓練生の交通手段は、そのほとんどが自家用車又は二輪車であった。公共交通機関利用者は極めて少なく、今後についても、公共交通機関利用者の増加は見込まれないため、専用のスクールバスを運行することは費用対効果の観点から適当ではないと判断した。一方、県の費用負担が生じない市町村等のコミュニティバスの増便により、交通アクセスの改善が見込まれる高等技術専門校については、その実現に向けて関係機関と協議中である。</p>	

(エ) (意見) 福岡障害者職業能力開発校における寮の有効活用の検討について

福岡障害者職業能力開発校では、通校が困難な訓練生のために寮が設置されているが、近年特に利用率が低い状況にある。

寮について、利用者の大幅な増加が見込めないのであれば、収容可能人員を見直すとともに、居室改善等を行い、施設の更なる有効活用について国と協議するよう検討することが望まれる。

寮の利用状況について把握を行い、部屋の空き状況から平成30年度は、女子寮においては年度当初から相部屋ではなく完全個室とするとともに、男子寮についても10月から一人利用とする居室改善を実施した。

なお、快適に利用できる居住環境の整備の視点も取り入れた施設の改修については、今後、国と協議を行っていく。

(オ) (意見) 未利用地の活用方法の検討について

県有財産（土地）の処分や貸付を推進するためには、長期間未利用となっている土地については、処分や貸付ができない原因を分析し、未利用状態の解消に向けた具体的な取組が必要であると考えられる。

県は、現在利用されていない土地について、処分や貸付の制約となつている課題を整理し、その解決に向け具体的に取り組みむことが望まれる。

当該未利用地の課題解決に向け、関係課に確認を行いながら地元市町村との協議を行っており、今後も引き続き取り組んでいく。